

JU石川オートオークション ご利用代表者様

JU石川オートオークション会場

【JU石川オートオークション規約改正のご案内】

日頃よりJU石川オートオークションをご愛顧いただき、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、オークションの開催から車両搬出に至るまでの流れを最適化し、よりスムーズな運営を図りたく、JU石川オートオークション規約を改正させていただきますので、ご案内いたします。
改正内容をご理解の上、オークションへのご参加を賜りたく存じます。
今後とも、より一層のご愛顧をいただきますようお願い申し上げます。

記

【改正箇所】 JU石川オートオークション規約 第5章 第7条 第2項

(旧)

第1項が遵守されない場合は長期残留車として
下記のペナルティを科すものとする。

- 最終出品開催日から9日以上搬出されなかった場合 5,000円/1台
- 以降7日毎につき 10,000円/1台

(第1項条文)

流れ車輛及び落札車輛で次回再出品しない車輛は木曜日17時までに搬出するものとする。

⇒
(改正)

(新)

第1項が遵守されない場合は長期残留車として
下記のペナルティを科すものとする。

- 最終出品開催日から**6日以上**搬出されなかった場合 5,000円/1台
- 以降7日毎につき 10,000円/1台

- ・下線部分のペナルティ加算日を改正いたしました。
当該開催日の翌週月曜日、17時迄のご搬出をお願いいたします。
経過の場合はペナルティの対象となります。

【運用開始】 令和5年2月1日(水曜日)開催 第1711回 能登・金沢ブロック合同主幹AAの出品車輛より適用いたします。

以上